

2025 年度上井草サッカースクール ご入会のみなさまへ

◆お問合せ

〒167-0023 杉並区上井草 3-34-1

上井草スポーツセンター

TEL:03-3390-5707

上井草スポーツセンターホームページ

<http://www.suginami-ttm.com/>



1. 上井草サッカースクールについて

上井草サッカースクールは、杉並区の公共施設である上井草スポーツセンターの指定管理者（指定期間 2022 年 4 月～2027 年 3 月）として選定された TAC・FC 東京・MELTEC 共同事業体がスポーツ振興事業として運営するサッカースクールです。

2. 主催

TAC・FC 東京・MELTEC 共同事業体

3. 指導体制

FC 東京所属コーチ

4. 活動方針

- ◆生涯にわたってスポーツ・運動を楽しむ心を育てます。
- ◆サッカーの楽しさ・スポーツの面白さを伝えます。
- ◆サッカーを通じて、たくさんの仲間を作ります。
- ◆スポーツマンシップの育成を目指します。

5. 指導方針

- ◆各年代の特徴に応じた指導を行います。
- ◆一人ひとりの目的・体格・体力に合わせた指導を行い、個の育成を大切にします。
- ◆ピッチ内外において、子どもたちの自立を促す指導を行います。

6. 年度更新制・開催期間・スケジュール（開催日程）

2024 年度より、スクールは年度更新制で行います。

毎年 3 月から 4 月への年度替わりは、手続きなく次の学年に自動更新になります。

※3 月末で退会を希望される方は、毎年指定の期日までに退会届をご提出ください。

小学 6 年生は手続きなく 3 月末でご卒業となります。退会届のご提出は必要ありません。

スケジュールにつきましては、別紙「上井草サッカースクール 2025 年度スケジュール」をご覧ください。

※施設都合で変更または休校になる場合もございます。

7. スクール開催日数

各コース、年間 42 回の開催を予定し、37 回を下回る場合には補講等を行います。

なお、補講等についてはスクール開催曜日とは異なる曜日や時間に実施することもございます。予めご了承ください。

※補講の対象者は補講開催月に在籍している生徒が対象となります。

※年間 42 回の開催には年 2 回土曜日開催も含まれます。スケジュールにつきましては、別紙「上井草サッカースクール 2025 年度スケジュール」をご覧ください。

8. 開催コース

<月曜日> 場所:上井草スポーツセンター運動場半面間

クラス	時間	定員
年中	15:20～16:10	各 20 名
年長		
小学 1 年生	16:20～17:20	各 24 名
小学 2 年生		
小学 3 年生	16:20～17:30	
小学 4 年生	17:40～18:50	
小学 5 年生		
小学 6 年生		

<水曜日> 場所:上井草スポーツセンター運動場半面間

クラス	時間	定員
年少	15:20～16:00	12 名
年中	15:20～16:10	各 18 名
年長		
小学 1 年生	16:20～17:20	各 24 名
小学 2 年生		
小学 3 年生	16:20～17:30	
小学 4 年生	17:40～18:50	
小学 5 年生		
小学 6 年生		

<金曜日> 場所:上井草スポーツセンター運動場半面間

クラス	時間	定員
年中	15:20～16:10	各 20 名
年長		
小学 1 年生	16:20～17:20	各 24 名
小学 2 年生		
小学 3 年生	16:20～17:30	
小学 4 年生	17:40～18:50	
小学 5 年生		
小学 6 年生		

※照明は区や近隣住民との協議のもと、本来は使用できない非常用電灯を、特別に
 4 月～8 月は 19:00 から、9 月～3 月は 17:00 から使用させていただいて
 おります。そのため、既定の時間前には照明を点灯することはできません。
 春期・冬期は既定の時間より前に暗くなっていますが、安全に配慮した
 スクールを行います。予めご了承ください。

9. 休校

天災地変、社会情勢の変化、施設保守などによる臨時休場によってスクールの運営が困難となる事由が生じた場合においては、スクールを休校とする可能性がございます。

1 回もスクールが開催できない月があった場合は、その月は『スクール休校扱い』とします。お支払い済みの会費は翌月以降のスクールを開催した月へ充当いたします。

※上記の場合、会費を充当する代わりにその月分の補講は行いません。

クラス毎の年間開催回数に差が生じますが、予めご了承ください。

10. 初回日について

スクール初回にあたり、事務局からの連絡は特にいたしませんので、入会予定のクラスの開始時刻に合わせてグラウンドにお集まりください。

11. スクールの開催決定

中止の場合は、『上井草スポーツセンターLINE アカウント』よりご案内いたします。

※開催のご案内はいたしません。

※施設イベント情報等も LINE アカウントよりご案内する場合がございます。

上井草スポーツセンターLINE アカウント



必ず登録(お友達追加)をお願いいたします。

中止の判断は、原則として各クラス練習開始の 1 時間前までに、

天候・気温・グラウンドコンディションなどを総合的に踏まえて判断します。

※天候の急変等により練習開始 1 時間前を過ぎて中止となる場合もございますので、予めご了承ください。

12. 練習にご用意いただくもの

- ◆服装 指定のものはございません。運動に適した服をご用意ください。
(夏季・冬季など季節や天候に応じた服装のご用意をください。)
- ◆シューズ 運動に適した靴をご用意ください。
(サッカーの「トレーニングシューズ」を推奨)
- ◆ボール 各自 1 個お持ちください。
(年少クラスは 3 号球、年中～小学 6 年生クラスは 4 号球を推奨)
- ◆飲み物 練習途中で水分補給を行いますので、必ずをご用意ください。
- ◆着替えの服 不意の雨天時など、スクール終了後の着替えを必ずをご用意ください。
- ◆すねあて ケガ防止のためをご用意ください。

※持ち物には**必ず記名**し忘れ物にご注意ください。忘れ物は上井草スポーツセンターに 3 ヶ月間保管した後、持ち主が見つからない場合は処分させていただきます。

13. 会費

◆月会費 6,620 円（税込）

※入会金、年会費はございません。

※月によってスクール開催日数が異なりますが、月会費は毎月変わりません。予めご了承ください。

※8 月開催分の月会費は発生しません。

※8 月開催分の参加可能対象者は 7 月に在籍している生徒が対象となります。

◆会費支払い方法

会費は前納制です。直接、上井草スポーツセンター1 階総合受付にて、

当月 20 日までに翌月分の月会費と『教室カード』を必ずご持参の上、お支払いください。

※『教室カード』を紛失された場合は、速やかに総合受付へお申し出ください。

※『教室カード』とは、ご入会のお手続き時にお渡ししているカードです。

14. 保険

別紙「上井草スポーツセンター教室参加者の災害補償規定」を適用します。

詳細は別紙「上井草スポーツセンター教室参加者の災害補償規程」をご参照ください。

15. 休会・退会

※休会及び退会をご希望の方は、事前に担当コーチにご相談頂きますようお願いいたします。

◆休会

・休会期間は 1 ヶ月以上、3 ヶ月までとし、休会中の月会費は免除いたします。

・休会は在籍期間中に 1 人につき 1 回のみとさせていただきます。

・休会後に退会を希望する場合も、頂いた復帰予定月の月会費の払い戻しは出来ません。

・休会を希望する月の前月 20 日までに、1 階総合受付にて『休会届』と『教室カード』を提出し、復帰月の月会費をお支払いください。

（例：6 月を 1 か月休会する場合

→5 月 20 日までに休会届を提出し、7 月分の月会費を支払います）

◆退会

・退会を希望する月の20 日までに、1 階総合受付にて『退会届』と『教室カード』を提出してください。

（例：6 月中に退会する場合→6 月 20 日までに提出）

※『休会届』及び『退会届』は、上井草スポーツセンター1 階総合受付にてお受け取りください。

以上

上井草サッカースクール規約

《定 義》

第1条

本規約は、杉並区の公共施設である上井草スポーツセンター（以下、「当施設」という）の指定管理者（所在地：杉並区上井草 3-34-1 上井草スポーツセンター）として選定された TAC・FC 東京・MELTEC 共同事業体がスポーツ振興事業として運営する上井草サッカースクール（以下、「本スクール」という）の会員制度（以下「会員」という）の利用に関して適用する。

《目 的》

第2条

本スクールは、児童・少年・少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

《入会資格》

第3条

本スクールに入会するものは次の条件を備えていなければならない。

- ① 本スクールの趣旨に賛同するものであること。
- ② 別に定める《会員のモラル》を厳守するものであること。
- ③ スポーツを行うに適した健康状態であること。

第4条

本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申込みを行い、本スクールの承認をもって入会を認める。なお、所定の手続きを怠った場合、入会は認められない。

第5条

上井草サッカースクールに参加する本人を、本スクールの会員とする。しかし、会員が未成年者の場合、会員とその保護者の連名で入会手续をとらなければならない。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を会員と連帯して負担し、本規約第 20 条に定める本スクールの免責につき同意するものとする。

《会 費》

第6条

- ① 会費とは月会費のことをいう。
- ② 会員は、翌月分の月会費を当月 20 日までに必ず教室カード持参のうえ、1 階総合受付に支払わなければならない。

第7条

一旦納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。

第8条

会員が事前の承認手続きを取る場合のほか、会費の納入を 2 ヶ月怠った場合は、本スクールは当該会員への指導を停止し、また当該会員を退会させることができる。

第9条

TAC・FC 東京・MELTEC 共同事業体は、本スクールの会費を社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができる。改定する場合は、改定月の 1 か月前までに会員へ告知しなければならない。

《活動実施回数・期間》

第10条

- ① 本スクールの開校期間は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までの期間とし、活動日は別に

定めるスケジュールによる。

- ② 本スクールの活動は、別途年間保証回数を設定し、それを下回る場合には補講等を行う。
- ③ やむを得ない事由が発生した場合は、定められた活動日・活動時間を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。
- ④ 本スクールは、天災地変、社会情勢の変化やその他スクールの通常継続が困難となる事由が生じた時は、各諸機関の情報収集を基に、無条件に休校もしくは閉鎖することができる。またそれに伴う補講等は原則行わないものとする。
- ⑤ 1回もスクールが開催できない月があった場合。その月は『スクール休校扱い』とし、その月の月会費は発生しない。
- ⑥ 1回もスクールが開催できない月があった場合。会費を返金（または充当）する代わりにその月分の補講は行わない。

《活動への参加》

第 11 条

疫病の流行や社会情勢の変化等が起こり、スクール活動を実施した際に社会への影響が大きくなると推測される場合、会員は、活動を自粛していただく場合がある。

《指導内容》

第 12 条

本スクールでは、各クラスで指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく具体的練習指導法は各コーチが決定する。

《休 会》

第 13 条

- ① 休会とは、怪我もしくはやむを得ない事由について、本スクールが認めた場合のみ、引続き 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内を休む場合をいう。
- ② 休会を希望する会員は、休会する月の前月 20 日までに休会届を提出し、復帰予定月の月会費を支払わなければならない。
- ③ 休会は今年度のスクール在籍中に原則 1 人、1 回のみとする。それ以外の場合は本スクールが休会理由を聞いて判断する。
- ④ 休会期間中の月会費は免除とする。

《退 会》

第 14 条

- ① 退会を希望する会員は、退会をする月の 20 日までに届け出なければならない。
- ② 届け出のない場合は、翌月も自動継続となる。ただし、小学校 6 年生の会員については、届け出等の諸手続なく、3 月に卒業となる。

《会員情報の取扱》

第 15 条

個人情報の取り扱いに関する事項は、下記①～④当施設個人情報管理規定を適用する。

① 個人情報の取得と利用目的

当施設や提供するサービス・プログラム(教室事業・イベント等)をご利用いただくにあたり、取得する個人情報は、以下のいずれかの利用目的の範囲内で適切に取扱う。

【個人情報の種別 利用目的】

- ・会員個人情報
- ・当施設が提供するサービス・プログラム(教室事業・イベント等)に関するお申込手続き、契約遂行のため

- ・当施設が提供するサービス・プログラム(教室事業・イベント等)に関するご案内（ダイレクトメール・メールマガジン・電子メール・SNS・電話等）の送付・配信のため
- ※参加教室終了後も情報提供をさせていただく場合もあるものとする
- ・契約内容等ご登録情報管理のため
- ・運動処方を作成するため
- ・当施設利用にあたり団体・個人利用登録手続き及び施設予約及び利用管理・入金手続・連絡等のため
- ・個人を特定しない形の統計的情報調査分析のため
- ・事故等緊急の場合の連絡のため
- ・保険会社（保険代理店を含む）への保険金請求等各種手続きに関わる事務処理のため
- ・お問合せをいただいた方の個人情報
- ・お問合せに関する返信のため
- ・お取引様の個人情報
- ・業務連絡及び契約の履行、履行請求のため
- ・当施設来訪者の個人情報
- ・入退館管理のため

② 開示対象個人情報

- ・会員の個人情報
- ・顧客企業の担当者の個人情報
- ・業務委託先の個人情報
- ・当施設従業員の個人情報
- ・当施設来訪者の個人情報

③ 個人情報の開示等・苦情及び通知・開示・訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否の手続き方法について

- ・当施設の保有する個人情報については、本人による利用目的の通知、開示、個人情報の訂正、追加又は削除、個人情報の利用又は提供の拒否権(以下、「開示請求等」という。)を求めることができる。
- ・開示請求等を要望する場合は、下記、個人情報相談窓口で電話または当施設窓口で承る。
なお、受託された業務に係る個人情報の「開示請求等」につきましては、受託元のご担当者に連絡の上、対応する。
- ・当施設の保有する個人情報をもとに、本人確認をするものとする。
- ・代理人からのお問い合わせの場合、委任状をもって代理人であることを確認するものとする。
- ・開示請求等でお預かりした個人情報は、開示請求等をいただきましたご本人との連絡及び開示請求等に係る手続きに利用する。それ以外の利用はしない。

④ 個人情報の苦情・相談窓口

- ・個人情報の開示等、及び苦情・相談の窓口を次に示す。

＜個人情報相談窓口＞

指定管理者 TAC・FC 東京・MELTEC 共同事業体

■上井草スポーツセンター 電話 03-3390-5707

《会員のモラル》

第16条

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- ① チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気に行動すること。

② 本スクールの目的にそうよう努力すること。

③ 本スクールの定める規約を遵守すること。

《除 名》

第 17 条

本規約に違反する行為や違反と判断される行為などがあった場合、本スクールの会員としてふさわしくないと判断したものに対して、本スクールは除名することができる。

《免 責》

第 18 条

① 会員が本スクール活動中に負傷した場合には、本スクールスタッフが必要に応じて応急処置を施すが、その後の治療に関しての責任を負わない。

② 会員は、本スクールの施設利用に際して、当施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、盗難、傷害等の事故が起こっても、施設管理者、本スクール・本スクールスタッフ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

この規約は、上井草スポーツセンター指定管理者の決定により随時改正することができる。

《施 行》

第 19 条

本規約は、2024 年 4 月 1 日より施行する。

《規約改正》

第 20 条

本スクールは、必要に応じ随時、本規約の改正ができるとともに、本規約に関する事項や定めのない事項については細則を定めることができるものとする。また、本規約の改正・細則の制定後、本スクールより通知または送付後にスクールに参加した場合、新規約を承認して参加するものとする。